

コミュニティバス運行計画について

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる協議が調っていることの証明書に記載する事項

1. 運行系統

- ・ 団地中央～山西小学校前～二宮駅北口
- ・ 二宮駅北口～山西小学校前・団地中央・富士見が丘児童館前～二宮駅北口
- ・ 二宮駅北口～富士見が丘児童館前・団地中央・山西小学校前～二宮駅北口
- ・ 二宮駅北口～峠公園・団地中央・西公園前～二宮駅北口
- ・ 二宮駅北口～西公園前・団地中央・峠公園～二宮駅北口
- ・ 二宮駅北口～山西小学校前～団地中央

2. 路線

起点：中郡二宮町百合が丘二丁目 47 番 1 終点：中郡二宮町二宮 833 番 2

起点：中郡二宮町二宮 833 番 2 終点：中郡二宮町二宮 833 番 2

起点：中郡二宮町二宮 833 番 2 終点：中郡二宮町百合が丘二丁目 47 番 1

3. 運賃及び適用方法

- ・ 普通旅客運賃（片道）大人 200 円均一、小児 100 円均一（小学生以上中学生以下）
※未就学児の乗車は無賃
- ・ 運賃の割引 運賃（片道） 障がい者 100 円均一

4. その他運賃割引サービス

- ・ 割引手形① 通称：ニーノ手形

普通旅客運賃及び運賃割引対象者の運賃を 100 円引きとする。

（購入対象者制限なし）

購入金額 6 ヶ月期間割引手形 3,000 円

12 ヶ月期間割引手形 5,000 円

・割引手形② 通称：ミーヤ手形

大人の普通旅客運賃を200円引きとする。

(購入対象者制限あり)

対象者1 購入時における年齢が満75歳以上で町内在住者

対象者2 購入時において、町内に在住する母子保健法における
妊産婦

対象者3 購入時において、町内在住未就学児の父母と祖父母

購入金額 6ヶ月期間割引手形 5,000円

12ヶ月期間割引手形 8,000円

以上